

◎新潟県告示第340号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年3月23日

新潟県知事 花 角 英 世

1 施行者の名称

長岡市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 長岡都市計画下水道事業

(2) 名称 長岡市第2号公共下水道

3 事業施行期間

昭和53年3月22日から令和10年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和53年新潟県告示第584号、昭和56年新潟県告示第1117号、昭和57年新潟県告示第1183号、昭和59年新潟県告示第1527号、昭和60年新潟県告示第2656号、昭和62年新潟県告示第952号、昭和63年新潟県告示第74号、平成2年新潟県告示第3036号、平成3年新潟県告示第1444号、平成8年新潟県告示第2316号、平成12年新潟県告示第773号、平成14年新潟県告示第1833号、平成20年新潟県告示第607号、平成22年新潟県告示第1258号、平成26年新潟県告示第498号の事業地のうち、青葉台1丁目、宮本1丁目字蛇山、白鳥町字蛇山、字浦ノ越及び字鴨取、雲出町字立川、五反田町字田尻及び字曲り田、関原町1丁目字諏訪越、字腰巻、字御蔵分、字水道堰、字君跡、字畑ヶ田、字龍子田、字中縄手及び字樋詰、王番田町字徳平、字能白及び字平島、高瀬町字浦田及び字前田、南新保町字江端及び字柳田、塚町字中江並びに福道町字前田を事業地から削る。

(2) 使用の部分

福道町字前田から青葉台1丁目までの区間内を加える。